

本県では、昭和35度に県立の養護学校を設置し、し体不自由児（手足やし体の不自由な子ども）の教育にあたって参りましたが、こんど新しい校舎、寄宿舎の建築を本年中に完了し、新たに120人ほどの入学志願者を募集する予定となりました。

については、し体不自由児の保護者のみなさまにおかれで、この際子弟を養護学校に入学させ、将来の明るい希望を確保されるよう、おすすめします。

1 この学校の位置

(1) 本 校

郡山市富田上赤沼（郡山駅から富田行きバス乗車15分 富田支所前停留所下車徒歩10分）

※ 本校の校舎、寄宿舎は目下建築工事進行中であり、本年8月に落成の見通しであります。

(2) 分 校

平市大字上平窪字古館1の2（平駅から平窪まわり高崎、小川行き乗車15分、整し療護園前停留所下車（徒歩15分）

2 募 集 人 員

(1) 本 校

小学部第1学年から中学部第3学年まで
合計 105人

(2) 分 校

小学校第1学年 約 15人

3 入 学 資 格

義務教育をうけるべき年齢のし体不自由者で、健康診断の結果、養護学校で教育することが適當であると認められる者。

（健康診断は、当方において専門医を委嘱して行ない、なお必要があれば保護者、現に在学している学校等から資料の提出をお願いします。）

4 授業開始の時期

昭和37年4月

ただし、本校については、校舎、寄宿舎の建築工事の進行状況により、上記（昭和37年4月）より3～4カ月遅れて授業が開始される予想であります。

5 この学校の特色

- (1) この学校は、し体不自由児施設（専門的な治療を施すとともに、独立自活に必要な知識技能を与える。）と協力し、治療をうけさせながら、同時に学校教育を施すことが、最も大きな特色です。
① 本校の場合は、校舎に隣接して県立のし体不自由児施設が設置されることになっております。（校舎、寄宿舎と併行して、建築工事が進行中であります。）

また、分校の場合は、社会福祉法人いわき福音協会立の福島整し療護園が、以前から設置されております。

- (2) これらの施設には専門の医師がおり、大きな病院などと同じように、子どもの症状に応じ、手術その他の治療を行ないます。

それで、手術を必要とするような人は、ここに入所することが適當であります。

- (2) 本校には寄宿舎が設けられますから、歩行の困難な人でも、心配なく入学できます。手術などを必要としない人、または軽易な治療ですむよう人は、寄宿舎に入舎することが適當であります。（分校には、寄宿舎が設置されていません。）なお、障害の軽い人は通学することもできます。

- (3) この学校では、児童生徒の障害の種類や程度に応じ、できるかぎり個人別の指導（1学級の定員は15人以下）を行ないます。

① 保健・医療

学校の養護教諭によるほか、上記(1)の施設の協力をうけます。

② 身体機能の訓練

このため、各種の専門的な機械、器具を設備し、特に力を入れて指導します。

③ 各教科などの指導

普通の小中学校と同程度の指導を行ないます。

④ 職業指導

特に中学部では職業指導に力を入れ、卒業後の進路の選択に協力します。

- (4) この学校を卒業した人は、普通の小中学校を卒業した人と同様、義務教育修了者として取り扱われます。

- (5) この学校に入学した児童生徒の保護者に対しては、国と県から、経済的援助があります。（下記「6」をご覧ください。）

6 入学後の経費

(1) し体不自由児施設に入所する場合

① 国と県の負担

児童福祉法により、医療費、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金について、保護者の経済事情により、必要な経費の全額または一部を国と県で負担します。

② 保護者の負担

ア、生活保護法による被保護者の場合

施設への納金は不要です。

イ、上記以外の保護者の場合

施設へ納入すべき金額のおよそのめやすをあげれば次のとおりです。

- 所得税年額 1,200円の方は、月1,000円
- 所得税年額 4,800円の方は、月1,600円